（記録）

第四条　国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一　［略］	［略］	［略］
	二　核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	［略］	［略］
［三～六　略］			
［略］			

［2～8　略］

（計量管理規定）

第四条の二の二　法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［表　略］

第四条の二の八　次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

［表　略］

［2　略］

（記録）

第四条　国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
［同上］	一　［同上］	［同上］	［同上］
	二　核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	［同上］	［同上］
［三～六　同上］			
［同上］			

［2～8　同上］

（計量管理規定）

第四条の二の二　法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［表　同上］

第四条の二の八　次表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

［表　同上］

［2　同上］